

平成30年4月1日から 重大な消防法令違反の 建物が公表されます

《 違反対象物の公表制度 》

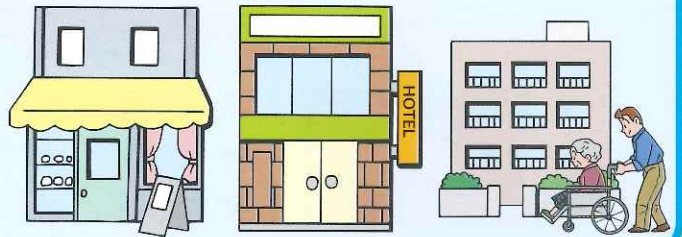
宇都宮市火災予防条例の一部が改正され、消防法令に重大な違反のある建物について違反内容等を公表する制度が、平成30年4月1日から施行されます。

違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らが利用する建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物のうち、重大な消防法令違反が認められた建物です。



公表の対象となる重大な消防法令違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置による設置義務違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の方法

違反対象物は、宇都宮市のホームページに掲載します。

(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/shobo/index.html>)

公表の内容

- ・ 建物の名称 【例：〇〇ビル】
- ・ 所在地 【例：宇都宮市〇〇町〇〇番地〇〇】
- ・ 消防法令違反の内容 【例：自動火災報知設備未設置】



違反対象物の公表制度

公表までの流れ

消防機関が立入検査において違反を確認し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。

立入検査の実施



公表該当違反の確認

査察結果通知書の交付

通知書

平成30年4月1日
運用開始



関係者に対する公表の事前周知(公表通知書の交付)

通知書



査察結果通知書の交付日から14日経過した日において、
なお当該違反が認められた場合

公表

名称	〇〇ビル
所在地	宇都宮市〇〇町〇〇番地〇〇
違反内容	自動火災報知設備未設置

建物関係者の皆様へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となる場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ✓ 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ✓ 増築や改築、隣接建物との接合などを行う場合
- ✓ 窓にフィルムなどを貼付する場合



【お問合せ先】

- | | | | |
|----------|-----------------|--------|-----------------|
| ■ 消防局予防課 | : ☎028-625-5506 | ■ 東消防署 | : ☎028-663-0119 |
| ■ 中央消防署 | : ☎028-625-3453 | ■ 南消防署 | : ☎028-653-0119 |
| ■ 西消防署 | : ☎028-647-0119 | | |